

JAPSW 発第 17-135 号
2017 年 7 月 11 日

最高裁判所
事務総局 家庭局長 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一惠

成年後見制度における審判書の記載事項にかかる要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申しあげます。

さて、本協会は、精神障害者の権利擁護の重要性に鑑み、2009 年から認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下「クローバー」という。）を設置し、主に精神障害者に対する成年後見人等の養成及び受任者に対するサポートを行っており、現在、「クローバー」登録者は 147 人、受任件数は 109 件となっています。第三者が成年後見人等に就任し職務を行うにあたっては、様々な課題がありますが、特に「クローバー」の主たる対象者である精神障害者の支援には特有の困難さがあります。

つきましては、本協会が「クローバー」の活動を進めていくにあたり、成年後見制度における審判書に成年後見人等の自宅住所が記載されることについて、下記の通り要望します。成年後見制度を利用する精神障害者に、精神保健福祉士としての経験を踏まえ特性に配慮した後見活動を進めさせていただく、ご高配のほどよろしくお願ひいたします。

記

＜要望事項＞

○ 「クローバー」登録者が選任された旨の審判書の記載において、住所地を自宅以外にも選択できる運用を行ってください。

【理由】 「クローバー」で受任する成年被後見人等の多くは精神障害者です。精神障害の特徴として、病状の悪化時における対応の困難さが挙げられます。そのため精神障害者の支援経験がある精神保健福祉士が成年後見人等を受任する意義があります。

しかし、事例によっては精神保健福祉士であっても対応可能な範囲を超える場合もあります。現に成年被後見人等が早朝・深夜に成年後見人等の自宅住所を訪ねてくるなどの事態が発生しており、成年後見人等の同居家族に対して強い不安を与えております。このような場合、審判書に記載された成年後見人等の自宅住所を訪ねることが多い状況です。

弁護士や司法書士は個人事務所を持つ場合が多く、成年後見人等に就任した際も、自宅住所が審判書に記載されることはないと思われます。一方、「クローバー」登録者である精神保健福祉士の場合は、ほとんどが医療機関や社会福祉関係機関に雇用されて勤務する者であり、自宅住所が審判書に記載されています。

成年後見制度利用促進基本計画にある「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」との趣旨から見ても、障害特性に適した成年後見人等の選任は必要です。しかし、自宅住所の記載はそれを阻害する要因となっており、「クローバー」では成年被後見人の自宅への度重なる訪問が原因で、成年後見人等が辞任にいたった事例があります。

以上の理由から、「クローバー」登録者が成年後見人等に就任した際、成年後見制度の審判書に自宅住所以外の記載も選択できる運用を行っていただきたく要望いたします。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 クローバー事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp